

議案第90号

大田原市営野崎駅西口自転車駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市営野崎駅西口自転車駐輪場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市営野崎駅西口自転車駐輪場条例の一部を改正する条例

大田原市営野崎駅西口自転車駐輪場条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名中「野崎駅西口」を削る。

第1条中「野崎駅西口」を削り、「自転車駐輪場」の次に「（以下「駐輪場」という。）」を加える。

第2条の表に次のように加える。

大田原市営中央自転車駐輪場	大田原市中央1丁目7番14号
---------------	----------------

第3条中「大田原市営野崎駅西口自転車駐輪場（以下「駐輪場」という。）」を「駐輪場」に改める。

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。